

新型コロナウイルス感染症対策に係る精神障害者保健福祉手帳の 更新手続きの取扱いについて(ご案内)

精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」といいます。)の更新手続きについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、医師の診断書(以下、「診断書」といいます。)の提出が猶予されます。

1 対象者

- ・令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える方
※ただし、診断書の提出により更新手続きされる方のみが対象です。
※障害年金証書の写しを提出して更新手続きされる方は対象外です。

2 注意

- ・申請書の提出が必要です。
- ・診断書の猶予により更新手続きをされた場合、1年以内に診断書を提出する必要があります。
例:更新前の手帳有効期限 令和2年9月30日
→診断書の提出猶予期限 令和3年9月30日
- ・診断書の提出が提出猶予期間内に行われなかった場合、お持ちの手帳は失効します。

3 補足

- ・手帳の有効期限の3ヶ月前から更新申請ができます。
- ・すでに更新手続き済みの方は、特に対応は必要ありません。
- ・新規申請又は等級変更申請は、従来どおり申請時に診断書の添付が必要です。
- ・障がい等級は現状のまま更新します。
- ・今回の臨時的措置は、例外的に認められております。一時的に診断書の提出を猶予しているだけで、最終的には提出猶予期間内に診断書の提出が必要になりますので、定期的に通院している方で、診断書の入手が可能な方は、通常どおり診断書を添えて更新申請してください。

<お問い合わせ・ご連絡先>

門真市役所 障がい福祉課 給付・医療グループ 電話 06-6902-6154
FAX 06-6905-9510